

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由
<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業所を異にする異動又は在勤の事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は在勤の事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2</p>	

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由
<p>4 前項の規定は、<u>新たに採用された職員又は</u>理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p>	<p>万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4 前項の規定は、理事長の要請に係る人事交流により、理事長が別に定める団体に勤務する者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p>	<p>・新たに採用された職員にも新幹線鉄道等の利用を認めることとするため。</p>

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由
<p data-bbox="241 215 336 247"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="161 263 963 343">この規程は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p>		

## 「地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程」の一部改正について

### 1 改正の趣旨

令和3年3月15日から同月17日にかけての神奈川県立病院労働組合等との交渉において、通勤手当における新たに採用された職員の新幹線利用等経路認定については、同年4月1日から県に準じた措置を講ずるとして合意した。

県においては、令和3年3月26日に、職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則が公布され、同年4月1日から新たに採用された職員にも新幹線鉄道等の利用が認められることとなったことから、関係規程の改正を行う。

### 2 改正の概要

新たに採用された職員で、採用又は任用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担するものについても、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給する。（第17条第4項関係）

なお、契約職員、非常勤職員、再雇用職員、任期付職員及び任期付研究員の通勤手当についても、当該規程を準用しているため、常勤職員と同様に取り扱うこととなる。

### 3 改正内容

新旧対照表のとおり

### 4 施行期日等

改正の日（令和3年4月27日）から施行し、令和3年4月1日から適用する。